

(平成24年2月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月から24年3月まで
② 昭和29年4月から30年2月まで
③ 昭和31年2月から37年6月まで

被保険者記録照会回答票を確認したところ、全ての申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

履歴書に記載しているとおおり、申立期間①及び②については、米軍のA施設においてBの業務に従事し、申立期間③については、米軍のC施設においてDの業務に従事していたことは間違いないので、全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が昭和41年11月1日に作成したとする履歴書の記載内容から判断すると、申立人が進駐軍の施設に勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、厚生省(当時)所管局長通知により、進駐軍の施設に勤務する日本人従業員に厚生年金保険制度が適用されることになったのは、昭和24年4月1日からである上、適用事業所名簿によれば、申立期間①当時に、申立人が勤務していたとする「A施設」が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、27年11月1日であり、申立期間①においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、進駐軍関係の資料を保管している国の所管局は、「申立期間①における申立人に係る人事記録は見当たらない。」と回答している上、申立

期間①当時に進駐軍の施設で勤務し、申立人に申立事業所を紹介したとする者には申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

2 申立期間②については、前述の履歴書の記載内容から判断すると、申立人が進駐軍の施設に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人はBの業務に従事していた旨供述しているところ、進駐軍の施設に勤務する従業員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の厚生年金保険被保険者資格の取扱いについては、家事使用人、A施設及びC施設等に使用される者は、昭和26年7月1日からは、厚生年金保険の被保険者とはならない旨の厚生省所管局長通知が発出されていること、及び申立人が勤務していたとする「A施設」に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間②直前の28年10月1日から29年4月1日までの期間において、申立人の厚生年金保険の任意適用被保険者としての被保険者記録が確認できるものの、申立人の申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録は確認できないことから判断すると、申立期間②において、申立人が進駐軍の施設で従業員として従事していたとする職種は、上記通知に基づき厚生年金保険の被保険者とならないものとして取り扱われた事情がうかがえる。

また、進駐軍関係の資料を保管している国の所管局は、「申立期間②における申立人に係る人事記録は見当たらない。」と回答している上、申立人は死亡しており、申立人の妻は同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間②における勤務実態等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

3 申立期間③については、前述の履歴書の記載内容、及び国の所管局が保管する申立人に係る労務者名簿に「採用昭和37年1月15日、退職39年7月10日、及び職種D」と記載されていることから、申立期間③のうち、昭和37年1月15日から同年6月までの期間については、申立人が米軍の施設で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人はDの業務に従事していた旨供述しているところ、前述の厚生省所管局長通知が発出されていること、及び申立人が勤務していたとする米軍C施設を所管する「E事務所」に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の申立期間③における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、申立期間③において、申立人が米軍の施設で従業員として従事していたとする職種は、上記通知に基づき厚生年金保険の被保険者とならないものとして取り扱われた事情がうかがえる。

また、国の所管局が保管する前述の労務者名簿では、申立期間③のうち、

昭和 31 年 2 月から 37 年 1 月 15 日までの期間の記録が確認できない上、申立人は死亡しており、申立人の妻は同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間③のうち、31 年 2 月から 37 年 1 月 15 日までの期間における勤務実態等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人は、申立期間③のうち、昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 7 月 1 日までの期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

- 4 申立人が全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から同年8月まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社B支店（現在は、A社C支店）の現場において、D業務に従事しており、同社から健康保険被保険者証を受け取った記憶があるので、厚生年金保険にも加入していたと思っている。

同社B支店の現場において勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、及びA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人の供述から判断すると、申立人が、申立期間において、同社B支店の現場において勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、「当社では、『退職者経歴記録』を昭和23年分から保存しており、申立人については、38年分から42年分までの当該記録を調査したが、申立人の名前は見当たらない。当該記録は正社員のための記録であるため、申立人は臨時雇用の従業員であったと考えられ、臨時雇用の従業員については、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と回答している上、前述の被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立期間当時に社会保険の加入手続に係る業務を行っていたとする同僚は、「申立期間当時、A社B支店が採用した社員又は同社本社において同社B支店勤務の辞令を交付され同支店に赴任してきた社員については、厚生年金保険に加入させ、給与から厚生年金保険料を控除していたが、現場責任者が採用した臨時雇用の

従業員については、厚生年金保険の加入手続きを行っていたかは不明である。」と供述している。

また、A社B支店の現場において勤務していたとする現場責任者及び申立人が記憶する同僚は既に死亡している上、前述の同僚3人に聴取しても、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得られず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、「申立期間当時、A社B支店から健康保険被保険者証を受け取った記憶がある。」と主張しているものの、申立人の夫が勤務した事業所が加入していたE健康保険組合（現在は、F健康保険組合）の回答により、申立人は申立期間において、夫の健康保険の被扶養者として認定されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。